統計をみよう

関東農政局統計部
平成28年10月７日

関東農政局管内の６次産業化の状況

この資料は、①農業経営体及び農協等による農産物の加工、農産物直売所及び農家レストラン、農業経営体による観光農園及び農家民宿の各事業（以下「農業生産関連事業」という。）並びに②漁業経営体や漁協等による水産物の加工及び水産物直売所の事業（以下「漁業生産関連事業」という。）の販売金額、従事者数等を調査した「６次産業化総合調査」結果に基づき作成したものである。

１　農業・農村の６次産業化

（１）　管内の年間総販売金額は、増加傾向

○　平成26年度の全国の農業生産関連事業による年間総販売金額は１兆8,672億円で、前年度に比べ2.7%増加しています。
○　関東農政局管内（以下「管内」という。）の年間総販売金額は5,583億円で、前年度に比べ4.0%増加しており全国の約３割を占めています。

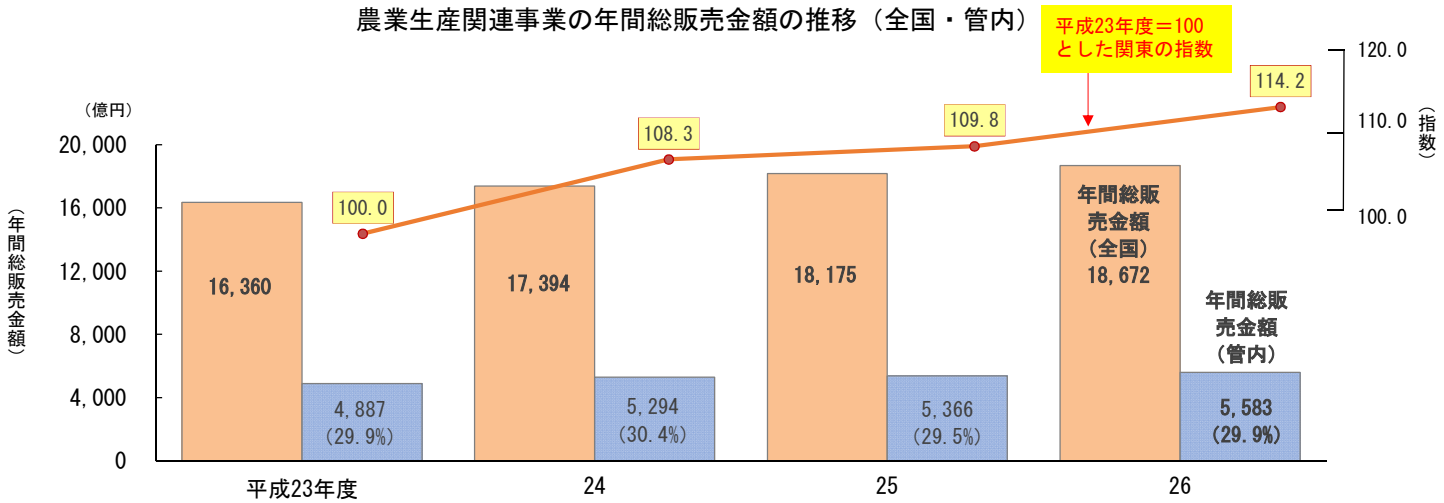

注：１　年間総販売金額(管内）の（　）は、全国に占める管内の割合を表示しています。
　　２　年間総販売金額は、農産物の加工、農産物直売所、観光農園、農家民宿及び農家レストランの合計としています。
　　なお、農協等が運営する農家レストランについては、平成24年度から調査の対象としています。

（２）　年間総販売金額が最も多いのは、静岡県

○　管内の農業生産関連事業の年間総販売金額を都県別にみると 、静岡県が1,033億円（全国順位第２位）と最も多く、次いで東京都が631億円（同７位）、長野県が620億円（同８位）千葉県が617億円（同９位）の順となっています。

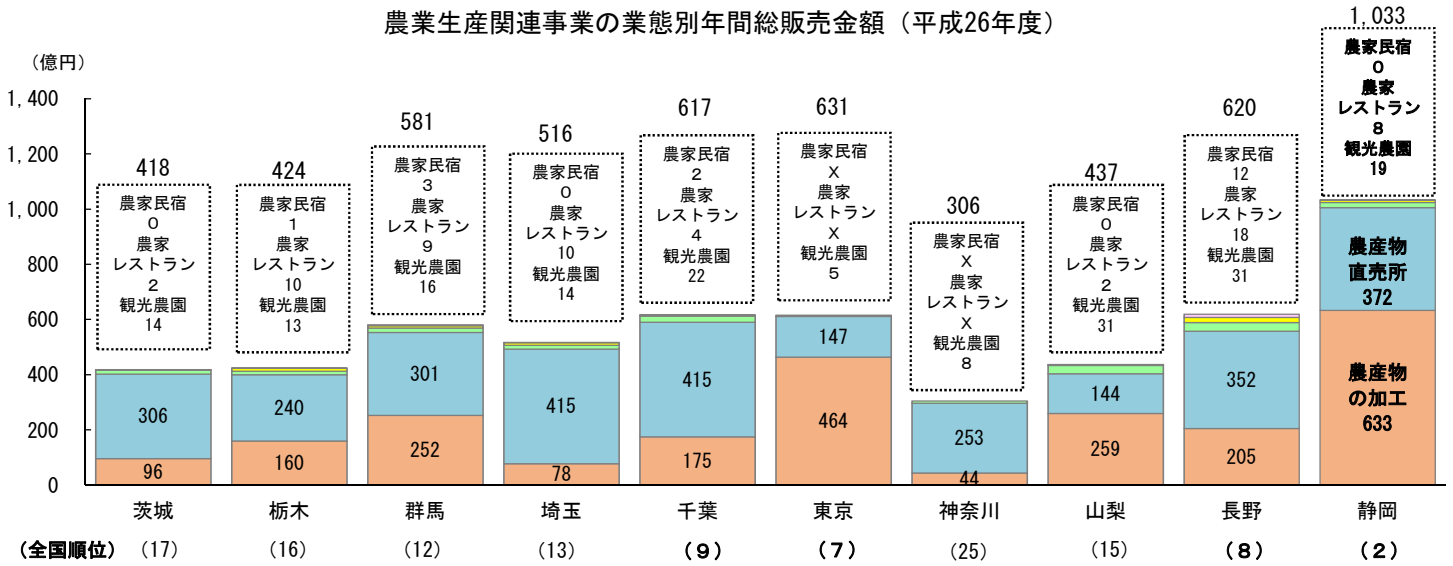

注：統計数値については、表示単位未満の数値を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります（以下同じ。）。

（３） 事業体数が最も多いのは、長野県

○ 管内の農業生産関連事業の事業体数を都県別にみると、長野県が4,630事業体と最も多く、次いで千葉県が2,440事業体、静岡県が2,280事業体の順となっています。長野県で多いのは農産物の加工に取り組む事業体となっています。

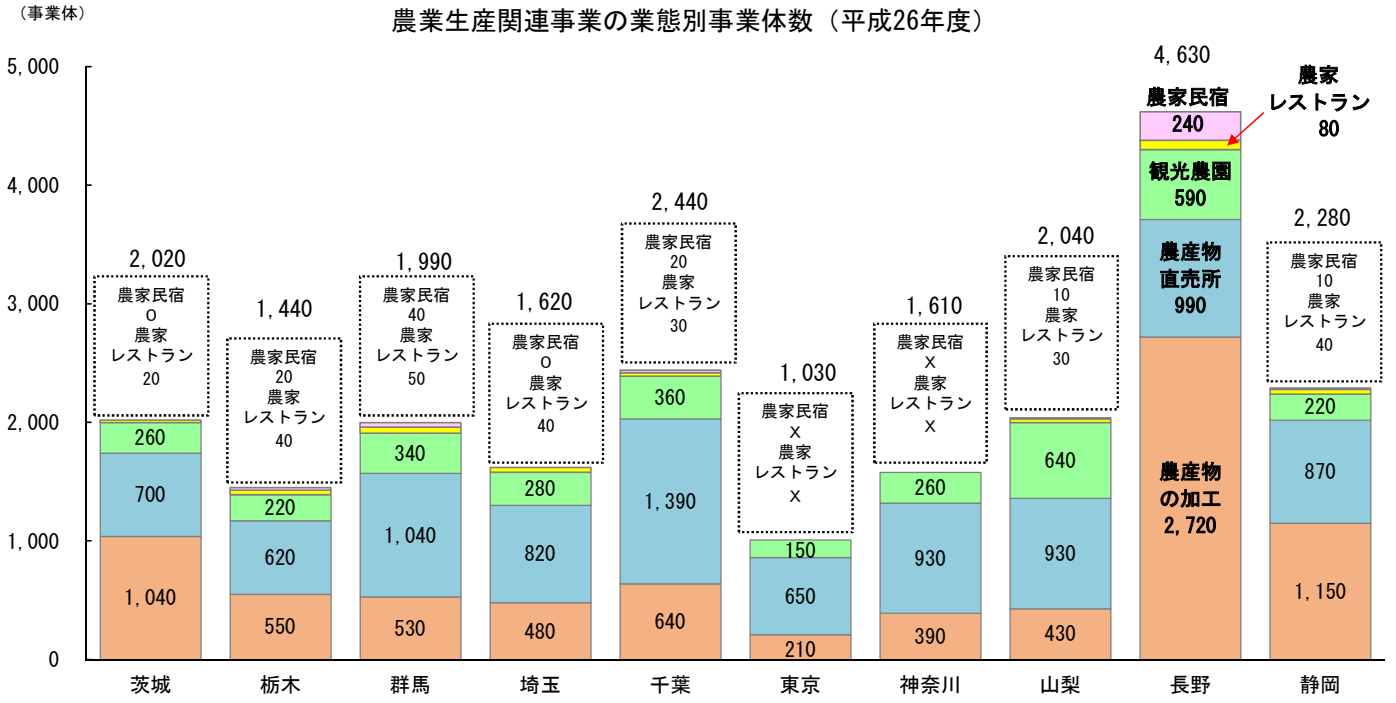

（４） 従事者数が最も多いのは、長野県

○ 管内の農業生産関連事業の従事者数を都県別にみると、長野県が２万9,200人と最も多く、次いで千葉県が２万1,100人、静岡県が１万7,300人の順となっています。

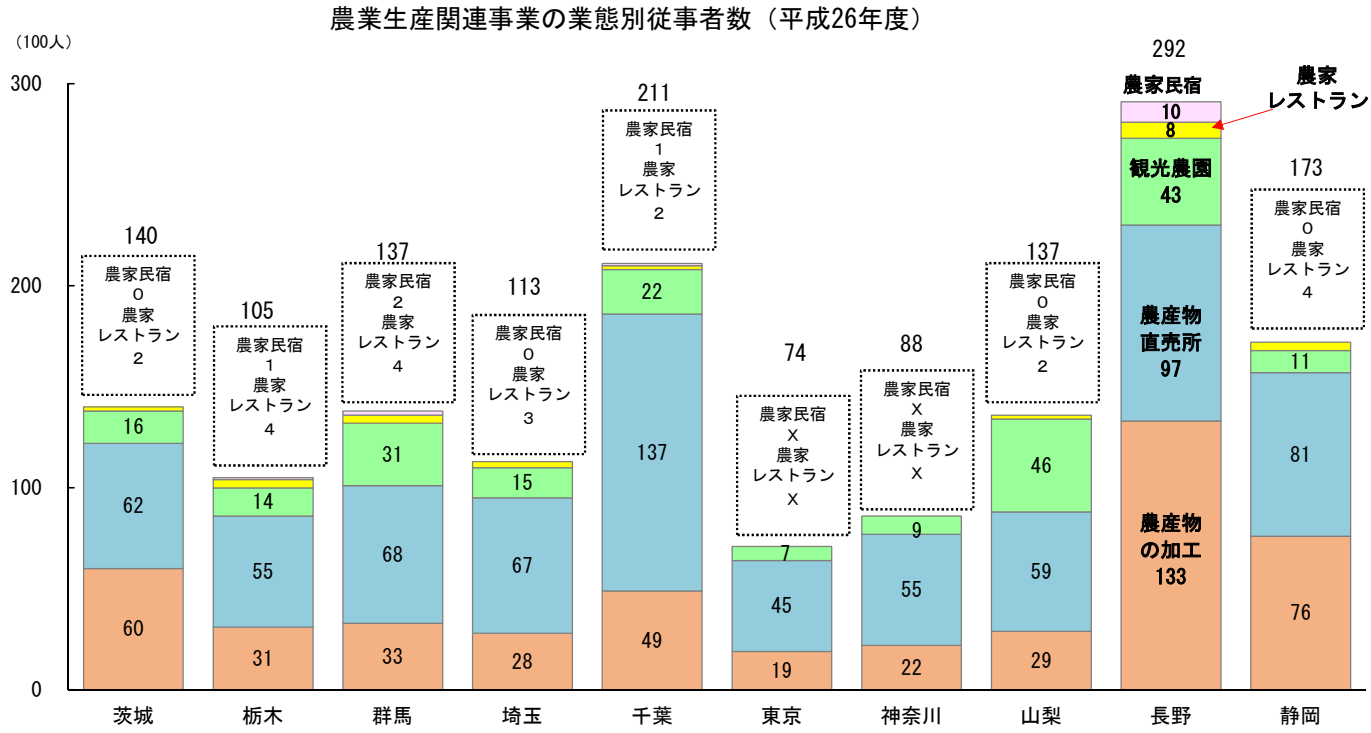

２　漁業・漁村の６次産業化

（１）　管内の年間総販売金額は、前年に比べ増加

○　平成26年度の全国の漁業生産関連事業による年間総販売金額は2,056億円で、前年度に比べ1.2%増加しています。
○　管内の年間総販売金額は171億円となっています。

漁業生産関連事業の年間総販売金額の推移（全国・管内）

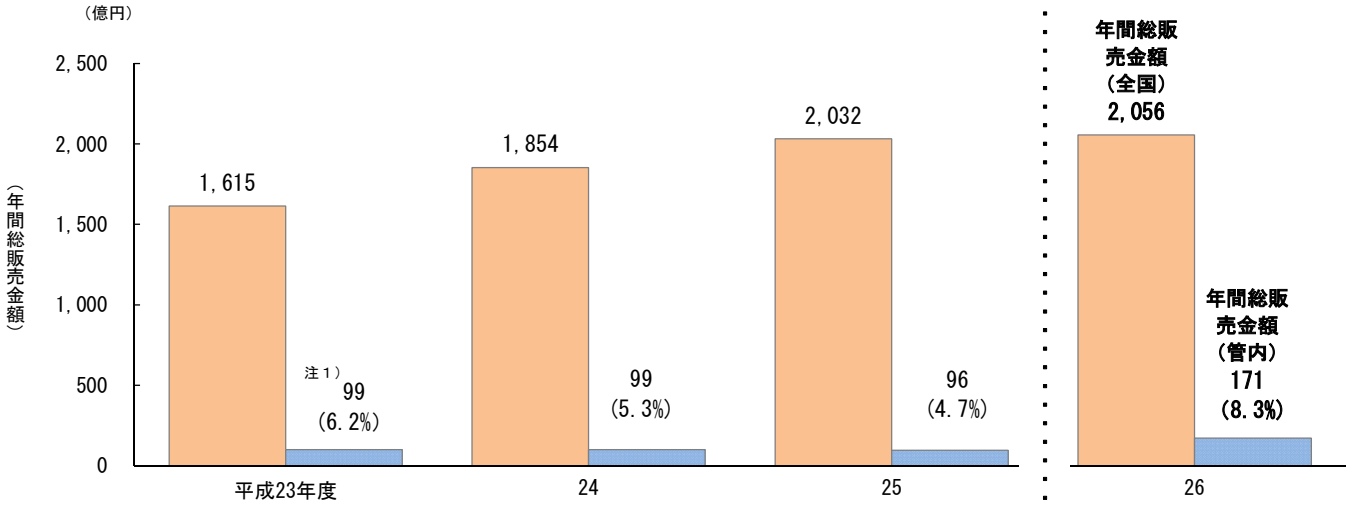

注：１　平成23年度から25年度の年間総販売金額（管内）には、調査結果の秘密保護のため茨城県の販売金額を含めておらず、26年度とは接続しません。
　　２　年間総販売金額（管内）の（　）は、全国に占める管内の割合を表示しています（平成23年度から25年度は茨城県を除く）。

（２）　年間総販売金額が最も多いのは、千葉県

○　管内の漁業生産関連事業の年間総販売金額を都県別にみると、千葉県が63億3,100万円と最も多く、次いで茨城県、神奈川県となっています。
○　都道府県別の順位は、千葉県が全国第８位、茨城県が第10位となっています。

漁業生産関連事業の業態別年間総販売金額（平成26年度）

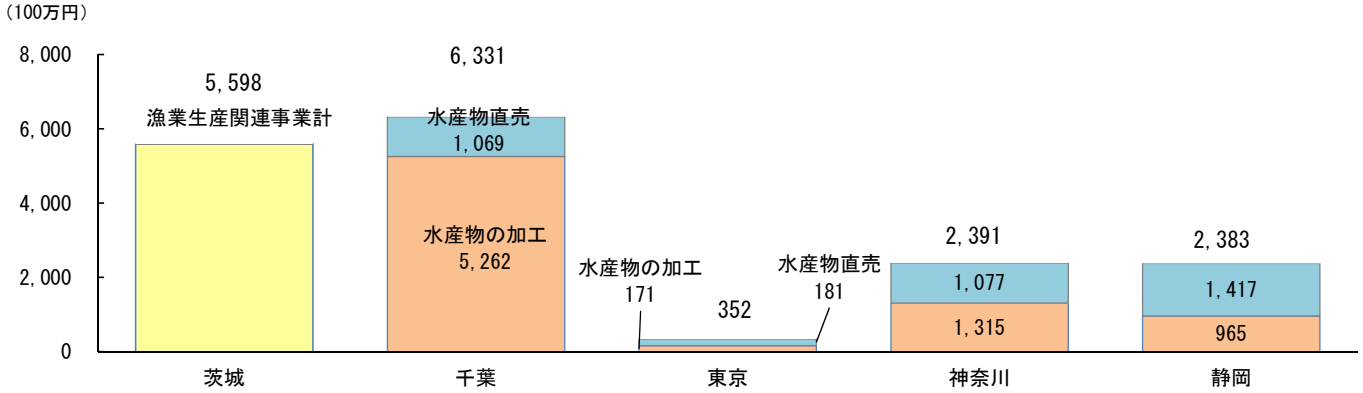

注：茨城県は、調査結果の秘密保護の観点から内訳については掲載していません（以下同じ。）。

順位	都道府県	年間総販売金額 100万円
1	北海道	75,330
2	鹿児島県	16,798
3	三重県	14,307
4	長崎県	11,199
5	青森県	8,518
6	宮崎県	8,257
7	広島県	7,395
8	千葉県	6,331
9	和歌山県	5,600
10	茨城県	5,598
17	神奈川県	2,391
18	静岡県	2,383
33	東京都	352

（３） 事業体数が多いのは、神奈川県と静岡県

○ 管内の漁業生産関連事業の事業体数を都県別にみると、神奈川県と静岡県が80事業体と多く、次いで千葉県が60事業体、東京都が20事業体となっています。

漁業生産関連事業の業態別事業体数（平成26年度）

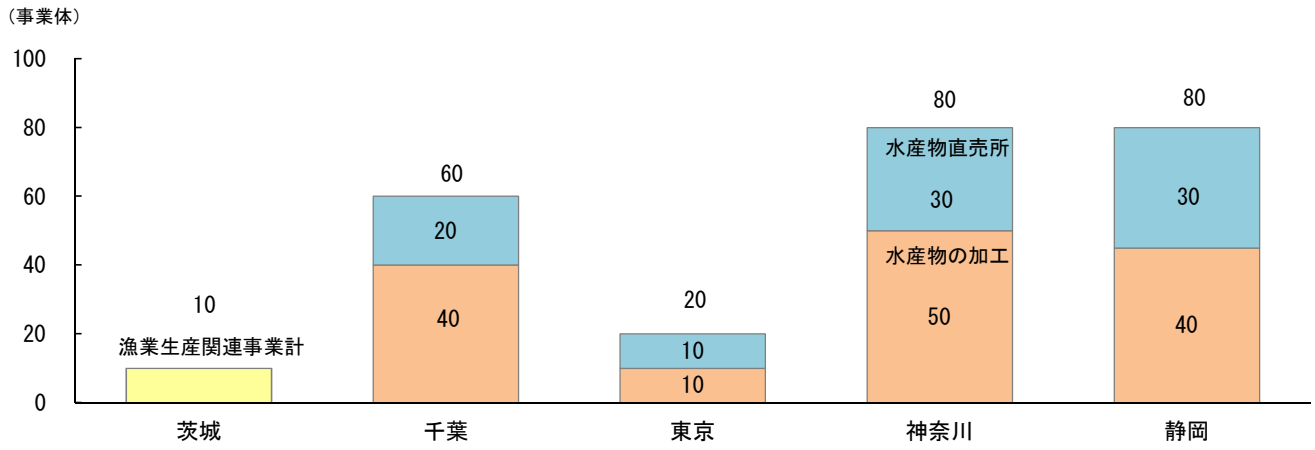

注：１　事業体数は、ラウンドにより合計値と内訳が一致しない場合があります。
　　２　事業体数は、両方の事業を行っている場合はそれぞれにカウントしました。

【調査の概要】

１　調査の対象

(1)　農業・農村の６次産業化総合調査

2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」を営む農業経営体（注１）及び2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した農産物直売所（注２）並びに農協等からの情報収集により把握した農協等が運営する農産加工場、農家レストラン及び農産物の輸出に取り組む農協等とした。

なお、農協等が運営する農家レストラン及び輸出に取り組む農協等については、平成24年度から調査の対象とした。

(2)　漁業・漁村の６次産業化調査

2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））において把握した水産加工場を営む海面漁業経営体（注３）及び2008年漁業センサス（流通加工調査）において把握した沿海地区の漁協等が運営する水産加工場（注４）並びに漁協等からの情報収集により把握した海面漁業経営体及び沿海地区の漁協等が運営する水産物直売所とした。

注：１　2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）実施後に、農協等からの情報収集により把握した新たに農産物の加工、観光農園、農家民宿、農家レストラン及び輸出を営んだ農業経営体を含む。

２　2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）実施後に、農協等からの情報収集により把握した新たに開設された農産物直売所を含む。

３　2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））実施後に、漁協等からの情報収集により把握した新たに水産加工場を営んだ海面漁業経営体を含む。

４　2008年漁業センサス（流通加工調査）実施後に、漁協等からの情報収集により把握した新たに操業した沿海地区の漁協等が運営する水産加工場を含む。

２　調査対象期間及び調査実施時期

(1)　調査対象期間

調査対象期間は平成26年度（平成26年４月１日～平成27年３月31日）の１年間とした。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成26年度の期間を含む１年間とした。

(2)　調査実施時期

調査は、平成27年10月から平成27年11月までの間に実施した。

３　調査方法

調査は、次のいずれかの方法により実施した。

(1)　本省から調査対象者に調査票及び政府統計共同利用システムのＩＤ等を郵送し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する自計調査の方法

(2)　統計調査員が調査票及び政府統計共同利用システムのＩＤ等を配布し、統計調査員、郵送又はオンラインにより調査票を回収する自計調査の方法

(3)　統計調査員が調査対象者に面接し聞き取りにより調査を行う他計調査の方法

４　秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象者数が２以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「ｘ」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「ｘ」表示としている。

１　農林水産省大臣官房統計部「６次産業化総合調査報告」をもとに作成したものです。
２　この統計調査結果の詳細は、関東農政局ホームページ中の「統計情報」で御覧いただけます。
　関東農政局ホームページ　統計情報【 http://www.maff.go.jp/kanto/to_jyo/ 】
３　この資料に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

　関東農政局　統計部　統計企画課　　TEL：048(740)0058（直通）　FAX：048(740)0086
　関東農政局　統計部　生産流通消費統計課　TEL：048(740)0595（直通）　FAX：048(740)0086